

第4回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催月日 7月7日(木) 午後2時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室

3 定数及び現員数 定員16名 現員16名

4 出席委員 15名

1番 藤城安男	2番 鈴木昭雄	3番 注連野千佳代
4番 長島正人	5番 柴寄正博	6番 倉田一夫
7番 吉田悟	8番 山田一宏	9番 浦野和幸
10番 切替絵美	11番 高橋広幸	13番 石川和利
14番 渡邊美代子	15番 笹生篤	16番 泉類岩男

5 欠席委員

12番 石渡正明

6 出席事務局職員 4名

平野事務局長 石井副主幹 鈴木主査 尾崎主事

7 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和7年度第4次農用地利用集積計画書(案)の承認について

8 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出関係

◎開 会

令和7年度7月7日午後2時00分 開会

○議長（注連野千佳代君） ただいまより、第4回農業委員会総会を開会します。

ただいまの出席委員は、16名中、15名出席ですので、会議は成立します。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。

12番石渡正明委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

11番高橋広幸委員、13番石川和利委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条にの規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。

議案第1号整理番号1について事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号1について、ご説明いたします。

議案1ページをご覧ください。

申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権移転するものです。

総会資料1ページの位置図をご覧ください。

譲渡人は農機具の老朽化による買い替えが困難であることから、農業経営規模の縮小をしたいとのことです。

譲受人は、申請地が自宅の北側に隣接した畑で、耕作上便利であることから取得したいとのことです。

両者は同じ町内会に所属しており、今回の申請に至ったとのこと。

現地を確認いたしましたところ、現地は耕作されていました。

総会資料 2 ページから 7 ページに許可申請書、営農計画書を添付しております。

農地法第 3 条許可要件である、

①全部効率利用要件につきましては、総会資料 5 ページをご覧ください。

非耕作地がありますが、その地域は湿田で、自らが所有するトラクターでは沈んでしまうため耕作が困難であることから草刈等を行い保全管理しているとのこと。

その他の田については、総会資料 4 ページ 10 に田植、刈取、籾摺、乾燥は作業委託しているとのこと。

農機具等保有状況については、総会資料 3 ページの 8 のとおりです。

②農作業常時従事日数につきましては、総会資料 3 ページの 6 をご確認ください。

基準となる 150 日以上従事していることから要件を満たしております。

③周辺地域との関係につきましては、総会資料 6 ページに記載されており問題ないと思われ。

総会資料 8 ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

4 番長島正人委員

○4 番（長島正人君） 4 番長島です。

6 月 19 日、事務局職員と現地を確認いたしました。

現地は、1 筆ですが、段差があり、二つに分けて畑として利用されていました。

自宅に近い方の畑にはとうもろこしが栽培されており、上の段の畑は耕うんされていました。

自宅に隣接している農地であり、特に問題はないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号1については、許可と決定します。

次に、議案第1号整理番号2について、事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号2について、ご説明いたします。

議案1ページをご覧ください。

申請内容は、市内在住の個人が市外在住の個人から売買により所有権移転するものです。

総会資料9ページの位置図をご覧ください。

譲受人は、定年を機に農業経営の拡大のため取得したいとのことです。

譲渡人は遠方で管理できないため、申出を受けるとのことです。

両者は親戚とのことで、譲受人は自宅に近く耕作に便利であることから今回の申請に至ったとのことです。

現地を確認いたしましたところ、現地は議案第1号整理番号2の1については田として耕作されていました。

整理番号2の2については、畑としてサツマイモが作付けされていました。

申請地についてですが、畑として使用している農地は、乾田となることから連作障害予防のため年毎、田と畑で交互に作付けしているとのことで、昨年度は田として耕作していたとのことです。

譲受人にも再確認したところ取得後は、田として耕作するとのことでした。

総会資料 10 ページから 16 ページに許可申請書、営農計画書を添付しております。

農地法第 3 条許可要件である、

①全部効率利用要件につきましては、総会資料 12 ページ 5 に貸付地がありますが、この農地は田で退職以前から市内の担い手である農家へ農地を集積するため経営基盤強化促進法に基づき貸付けしている農地です。

農機具等の保有状況については、総会資料 12 ページの 8 のとおりです。

自らは、地域での草刈りや水利等は自ら管理し、田植、刈取、籾摺、乾燥等については委託しているとのことです。

②農作業常時従事日数につきましては、総会資料 12 ページの 6 をご確認ください。基準となる 150 日以上従事していることから要件を満たしております

③周辺地域との関係につきましては、総会資料 15 ページに記載されており問題ないと思われます。

総会資料 17 ページから 18 ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

7 番吉田悟委員

○7 番（吉田悟君） 7 番吉田です。

6 月 20 日、事務局職員と現地を確認いたしました。

議案第 1 号整理番号 2 の 1 については田として耕作されています。

整理番号 2 の 2 については、畑としてサツマイモが植えられていましたが、申請地周辺の田は先程、事務局から説明があったとおり水はけが良いことから畑作も可能です。

また、昨年度は水稻を作付けしており、連作障害を起こさないように管理されているとのことです。

優良な農地で、譲受人は地元の方であることから、今後も積極的に農業に取り組んでいただき、地域農業の発展に繋がっていくと良いと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号2については、許可と決定します。

次に、議案第1号整理番号3について、事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号3について、ご説明いたします。

議案1ページをご覧ください。

申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権移転するものです。

総会資料19ページの位置図をご覧ください。

譲受人は、自作地の西側に隣接した畑で、耕作上便利であることから取得したいとのことです。

譲渡人は譲受人の要望を受けるとのことです。

現地を確認いたしましたところ、現地は作付けできる状態に管理されていました。

総会資料 20 ページから 25 ページに許可申請書、営農計画書を添付しております。

農地法第 3 条許可要件である、

①全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等の保有状況については、総会資料 21 ページの 8 のとおりです。

所有する田については、総会資料 22 ページの 10 にありますとおり畑として利用しているとのことであり問題ないと思われます。

②農作業常時従事日数につきましては、総会資料 21 ページの 6 をご確認ください。

基準となる 150 日以上従事していることから要件を満たしております

③周辺地域との関係につきましては、総会資料 24 ページに記載されており問題ないと思われます。

総会資料 26 ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

11 番高橋広幸委員

○11 番（高橋広幸君） 11 番高橋です。

6 月 20 日、事務局職員と現地を確認いたしました。

現地は、作付けはされていませんでしたが、畑として管理されていました。

申請地に隣接する西側 3 筆の畑は譲受人の所有であり、一体で野菜を栽培したいとのこと。

自宅からも近い農地であり、特に問題はないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号3については、許可と決定します。

次に、議案第1号整理番号4について、事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号4について、ご説明いたします。

議案の1ページをご覧ください。

申請内容は、市外在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権移転するものです。

総会資料27ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、現地は草刈等され管理されていました。

総会資料28ページから33ページに許可申請書、営農計画書を添付しております。

譲渡人は、高齢となり耕作できないことから売却したいとのことです。

譲受人は、友人であり、通作上便利な農地であり購入したいとのことで、許可となった場合は、1アール程度の面積を利用して通路や既製品の物置を設置して利用したいとのことです。

なお、農地に農業用倉庫や作業用通路などの農業用施設等を設置する場合、通常は農地転用許可が必要ですが、2アール未満の面積で、要件を満たしていれば、農地法施行規則第29条第1号の規定により農業委員会への届出で転用することが可能です。

農地法第3条許可要件である、全部効率利用要件につきましては、議案資料31ページをご覧ください。

耕作されていない土地があるとのことで、確認したところ、田は狭小なため耕作には

不向きであること、畑については、イノシシによる獣害により耕作できず、管理しているとのことでした。

その他の農地について君津市農業委員会に確認したところ、遊休農地はないとのことでした。

農機具等の保有状況等については、総会資料 29 ページの 8 及び 35 ページの君津市農業委員会から交付された農業経営の実態証明の農用機具のとおりです。

総会資料 30 ページ 10 に糞摺り、乾燥は委託しているとのこと、特に問題はないと思われます。

②農作業常時従事日数につきましては、総会資料 29 ページの 6 をご確認ください。

基準となる 150 日以上従事していることから、要件を満たしています。

③周辺地域との関係につきましては、総会資料 32 ページに記載されており問題ないと思われます。

総会資料 37 ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

13 番石川和利委員

○13 番（石川和利君） 13 番石川です。

6 月 20 日、事務局職員と現地を確認いたしました。

議案第 1 号整理番号 4 の 1 につきましては、草刈りされ管理されていました。

申請地は〇〇〇の農地で、周辺農地が遊休農地となっており、このまま荒廃させてしまうのは好ましくありません。

このまま何もしなければ、遊休農地となってしまうので、すぐに収穫が望めるかということは別にして、農地として耕作を続けていくことが重要と考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○11番（高橋広幸君） 11番高橋です。

事務局の説明で、1アール程度の倉庫等にするとありましたが、こちらは2アール未満のため、事務局に届出を提出することで、転用できるということで間違いないでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

委員のおっしゃるとおりです。

2アール未満の面積で、要件を満たしていれば、農地法施行規則第29条第1号の規定により農業委員会への届出で転用することが可能なため、今回の3条許可が得られた場合は、許可後に届出を提出するという流れになります。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号4については、許可と決定します。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君）

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題とします。

議案第2号について事務局の説明を求めます。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

議案第 2 号について、ご説明いたします。

議案の 2 ページをご覧ください。

本件は、市内在住の個人が、自らが所有する農地 2 筆について、共同住宅用地に転用しようとする案件です。

総会資料 3 8 ページの位置図をご覧ください。

申請地は、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね 1 0 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地と判断されます。

総会資料 4 0 ページの土地利用計画図をご覧ください。

共同住宅を 2 棟、建築する計画となっております。

総会資料 4 1 ページの排水施設計画平面図をご覧ください。

排水関連については、雨水は、雨水浸透施設により抑制の上、前面道路側溝に接続し、汚水・雑排水は、合併浄化槽にて処理後、前面道路側溝に接続する計画となっております。

造成計画については、木更津市下郡の山林から採取した山砂にて、約 5 0 センチメートルから最大 9 0 センチメートル程度の盛土を行う計画であり、市廃棄物対策課に対し、小規模埋立て事業除外申請書の提出がなされております。

総会資料 4 2 ページから 4 3 ページに建物の平面図及び立面図を、

4 4 ページから 4 5 ページに現地の写真を添付しております。

資金計画については、金融機関からの借入で賄う計画となっております。

なお、この開発にかかる一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが、市の都市計画課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

9 番浦野和幸委員

○9 番（浦野和幸君） 9 番浦野です。

6月23日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は、事務局から説明のあった場所で、周辺は住宅地となっており、ほとんど農地がない場所です。

今回の申請内容は、共同住宅ですので、特に問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○11番（高橋広幸君） 11番高橋です。

共同住宅の建築ということですが、図面を確認すると、〇〇〇会社が作成しているようですが、〇〇〇会社が行う建築事業なのでしょうか。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

農地法第4条許可申請となりますので、申請者が自ら行う事業となります。

共同住宅のメーカーが、当該法人となります。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第2号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第2号については、許可相当と決定します。

◎議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君）

次に、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請を議題とします。

議案第３号整理番号１について事務局の説明を求めます。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

議案第３号整理番号１について、ご説明いたします。

議案３ページをご覧ください。

本件は、市外の法人が、市内在住の個人が所有する農地１筆について、売買により取得し、太陽光発電施設用地として整備しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

総会資料４６ページの位置図をご覧ください。

申請地は、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね１０ヘクタール未満であることから、第２種農地と判断されます。

総会資料４８ページの土地利用計画図をご覧ください。

土地の利用計画については、対象農地に太陽光発電パネル〇〇〇枚を設置し、外周にはフェンスを設置します。

排水計画については、汚水・雑排水の発生はなく、雨水は場内で自然浸透する計画となっております。造成計画については、整地のみ行います。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料４９ページから５０ページに現地の写真を添付しております。

なお、この事業に係る協議関係では、袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインの規定による事前協議が、市の環境管理課において行われ、既に完了しております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

１６番泉類岩男委員。

○16番（泉類岩男君） 16番泉類です。

6月23日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は、事務局から説明のあった場所で、住宅と一部農地が残っている場所です。

今回の申請内容は、地主が、農業や土地の管理に困っており、有効活用したいということですし、周辺の農地への影響は考えられませんので、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○11番（高橋広幸君） 11番高橋です。

隣接する田については耕作しているようですが、現地の状況を見ると、水利が悪そうに見受けられますが、申請地は田としての活用は適さないということでしょうか。

○16番（泉類岩男君） 16番泉類です。

申請地東側も奥は水を引いており、隣接地で田として耕作していますが、西側は堤防のようになっており、田としての活用は難しいと思います。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第3号整理番号1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第3号整理番号1については、許可相当と決定します。

次に、議案第3号整理番号2について事務局の説明を求めます。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

事務局の石井です。

議案第3号整理番号2について、ご説明いたします。

議案3ページをご覧ください。

本件は、市内在住の個人が、市内在住の譲受人の妻の祖母が所有している農地2筆、
について、無償の貸し借りである使用貸借を行った上で、専用住宅用地として転用しよ
うとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

総会資料51ページの位置図をご覧ください。

申請地は、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満で
あることから、第2種農地と判断されます。

総会資料53ページの土地利用計画図をご覧ください。

平屋建ての戸建住宅1棟を整備する計画となっております。

排水関連については、雨水は、雨水枡を設置した上で、南西側のU字溝へ放流し、汚
水・雑排水については、合併浄化槽で処理の上、同じく南西側のU字溝へ放流します。

造成計画については、山砂にて約30センチメートルの盛土を行う計画です。

資金計画については、金融機関からの借入金で全額賄う計画となっております。

総会資料54ページから55ページに建物平面図及び立面図を、56ページに現地の
写真を添付しております。

事務局からの説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及
び現地調査の報告を求めます。

7番吉田悟委員。

○7番（吉田悟君） 7番吉田です。

6月20日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は、事務局から説明のあった場所で、住宅地からも近い場所です。

今回の申請内容は、祖母の土地に、住宅を建築するということで、周辺農地への影響

も少ないことから、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（注連野千佳代君） これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第3号整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第3号整理番号2については、許可相当と決定します。

◎議案第4号 令和7年度第4次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第4号令和7年度第4次農地利用集積計画書（案）の承認についてを議題とします。

議案第4号について、事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第4号の令和7年度第4次農用地利用集等促進画書（案）についてご説明いたします。

議案第4号は別冊となっております。

本件は、令和7年6月24日付けで袖ヶ浦市長から本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく令和7年度第4次農用地利用集積等促進計画書（案）です。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき当該計画案に対する意見をもとめられ

ているものです。

今回の計画は2法人が借り受けるもので、1法人が地権者17名、利用目的は水稻で、設定する権利の種類は賃貸借権で契約期間は10年。

もう1法人については、利用目的は畑作、地権者は1名で設定する権利の種類は賃貸借権で契約期間は5年となります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

本案件は、農業委員会として、この計画に意見がある場合は、その意見を市長に対して報告することとなります。

農業委員会として、意見はございませんか。

〔意見なし〕

○議長（注連野千佳代君） 意見はないようですので、採決します。

議案第4号について、原案のとおりとし、意見なしと決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第4号については、原案のとおりとし、意見なしで報告いたします。

◎報告事項 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出関係

○議長（注連野千佳代君） 次に日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

○事務局（尾崎祐統君） 事務局の尾崎です。

袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理した案件について報告いたします。

議案4ページから6ページをご覧ください。

今回報告する案件は、令和7年5月1日から5月31日までに専決処理した案件となります。

協議報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出は8件でございます。

報告は、以上でございます。

◎その他

○議長（注連野千佳代君） その他、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、第4回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

◎閉 会 令和7年度7月7日午後2時50分 閉会